クリアル株式会社

証券コード:2998

第15期

定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2026年6月25日(木)　午前10時

開催場所

東京都千代田区内幸町1-3-1　幸ビルディング13階

TKP新橋カンファレンスセンター　ホール13C

お知らせ

お土産のご用意はありません。また、株主総会終了後のイベント等も予定しておりません。
あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

証券コード 2998
2026年６月９日
（電子提供措置の開始日2026年6月３日）

株主各位

東京都港区新橋二丁目12番11号
クリアル株式会社
代表取締役社長　横田　大造

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト　https://corp.creal.jp/ir/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後６時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権の行使〕
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権の行使〕
電子提供措置事項に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、上記の行使期限までにインターネットにより議決権を行使ください。

敬具

記

1．日　　時　2026年６月25日（木曜日）　午前10時
2．場　　所　東京都千代田区内幸町1-3-1　幸ビルディング13階
TKP新橋カンファレンスセンター　ホール13C
3．目的事項
報告事項
1．第15期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第15期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役9名選任の件
第３号議案　監査役1名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



書面（郵送）で
議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年６月24日（水曜日）
午後６時30分到着分まで



インターネットで
議決権を行使する方法

電子提供措置事項に掲載の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年６月24日（水曜日）
午後６時30分入力完了分まで



株主総会に
ご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2026年６月25日（木曜日）
午前10時

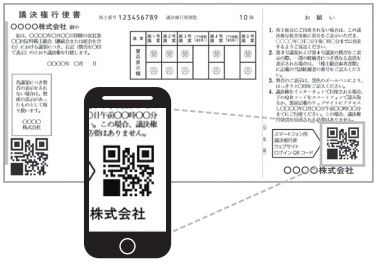
(1) 行使期限は2026年６月24日（水曜日）午後６時30分までとなっており、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
(2) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
(3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
(4) パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
(5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

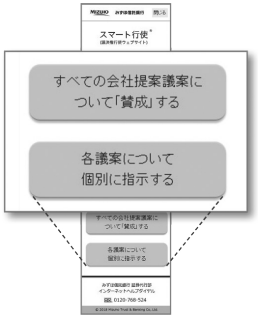
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ。**

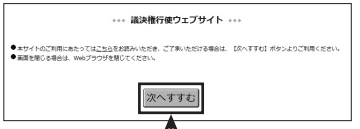
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト **https://soukai.mizuho-tb.co.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

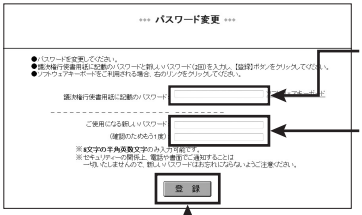
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間　年末年始を除く午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

監査体制の充実強化を図るため、監査役の員数を現在の3名以内から4名以内に増員するものであります。併せて表記の統一をはかるため所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（機関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査役 ３．監査役会 ４．会計監査人	（機関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査役 ３．監査役会 ４．会計監査人
（株式取扱規程） 第10条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	（株式取扱規程） 第10条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款の他、取締役会において定める株式取扱規程による。
（取締役会規程） 第24条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。	（取締役会規程） 第24条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款の他、取締役会において定める取締役会規程による。
（員数） 第27条　当会社の監査役は、３名以内とする。	（員数） 第27条　当会社の監査役は、４名以内とする。

現　行　定　款	変　更　案
（任期） 第29条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、第28条第３項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。	（任期） 第29条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。但し、第28条第３項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。
（監査役会規程） 第33条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（監査役会規程） 第33条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款の他、監査役会において定める監査役会規程による。
（剰余金の配当の基準日） 第39条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。 ２．当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日を基準日として中間配当をすることができる。 ３．前２項のほか、当会社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	（剰余金の配当の基準日） 第39条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。 ２．当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日を基準日として中間配当をすることができる。 ３．前２項の他、当会社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
2011年5月11日　制定 2015年5月15日　改訂 2015年6月1日　改訂 2016年10月1日　改訂 2017年10月1日　改訂 2018年3月20日　改訂 2018年7月15日　改訂 2018年12月17日 改訂 2019年1月4日　改訂 2020年3月30日　改訂 2021年3月1日　改訂 2021年12月1日　改訂 2022年6月30日　改訂 2023年6月27日　改訂 2025年10月1日　改訂	2011年5月11日　制定 2015年5月15日　改訂 2015年6月1日　改訂 2016年10月1日　改訂 2017年10月1日　改訂 2018年3月20日　改訂 2018年7月15日　改訂 2018年12月17日 改訂 2019年1月4日　改訂 2020年3月30日　改訂 2021年3月1日　改訂 2021年12月1日　改訂 2022年6月30日　改訂 2023年6月27日　改訂 2025年10月1日　改訂 2026年6月25日　改訂

第２号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため取締役１名を増員し、取締役９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	横田（よこた）　大造（だいぞう） (1976年４月９日生) 再任	2000年６月　アンダーセンコンサルティング株式会社（現 アクセンチュア株式会社）入社 2005年９月　オリックス株式会社入社 2007年12月　ラサールインベストメントマネージメント株式会社（現 ラサール不動産投資顧問株式会社）入社 2011年10月　株式会社新生銀行（現 株式会社SBI新生銀行）入社 2014年４月　ジャパン・シニアリビング・パートナーズ株式会社（現 ケネディクス不動産投資顧問株式会社）出向　投資運用部長 2017年４月　当社代表取締役社長（現任） 2017年５月　株式会社ブリッジ・シー・ホールディングス取締役 2024年７月　クリアルホテルズ株式会社代表取締役社長 2025年１月　臼木証券株式会社代表取締役会長（現任） （担当および重要な兼職の状況） 臼木証券株式会社代表取締役会長 一般社団法人不動産クラウドファンディング協会代表理事 （取締役候補者とした理由） 当社代表取締役社長CEOとして、当社および当社グループの企業戦略を構築・実践し企業価値向上を推進してまいりました。当社の業務に精通した立場から、その豊富な経験と知見、実践力は、当社グループの経営全般を牽引し企業価値の向上に資するものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	1,983,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	金子（かねこ）　好宏（よしひろ） (1975年1月7日生) 再任	2000年10月　中央青山監査法人入所 2005年11月　PwCトランザクションサービス株式会社（現PwCアドバイザリー合同会社）入社 2014年12月　金子公認会計士事務所代表 2016年 9 月　当社取締役 2017年 3 月　当社取締役副社長（現任） 2017年 5 月　株式会社ブリッジ・シー・ホールディングス取締役 2017年10月　株式会社ブリッジ・シー・ホールディングス代表取締役 2018年 5 月　株式会社オプティマスグループ取締役監査等委員 2022年 6 月　クリアルパートナーズ株式会社取締役（現任） 2025年 1 月　臼木証券株式会社取締役（現任） 2025年 7 月　クリアルホテルズ株式会社取締役（現任） (担当および重要な兼職の状況) 指名報酬委員会委員 管理本部長 クリアルパートナーズ株式会社取締役 クリアルホテルズ株式会社取締役 臼木証券株式会社取締役 (取締役候補者とした理由) 当社取締役副社長として、コーポレート部門全般を管掌するとともに、公認会計士としての専門性、M&A、内部統制構築業務の知見を活かし、当社および当社グループにおけるガバナンス体制を構築、企業価値向上に向けた取り組みを実践してまいりました。その豊富な経験と知見、実践力は、当社グループの経営全般を牽引し企業価値の向上に資するものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	1,593,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	太田（おおた）　智彬（ともあき） (1987年7月14日生) 再任	2011年 5 月　ユナイティア株式会社入社 2011年10月　株式会社アイ・エム・ジェイ（現アクセンチュア株式会社）入社 2015年 2 月　株式会社リクルートテクノロジーズ（現株式会社リクルート）入社 2018年 7 月　当社入社 2019年 3 月　当社取締役（現任） （担当および重要な兼職の状況） DX事業本部長 （取締役候補者とした理由） 当社取締役CTOとして、当社および当社グループのDX戦略を構築・実践し企業価値向上を推進してまいりました。当社の業務に精通した立場から、その豊富な経験と知見、実践力は、当社グループの経営全般を牽引し企業価値の向上に資するものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	435,000株
4	山中（やまなか）　雄介（ゆうすけ） (1983年6月11日生) 再任	2008年 4 月　パシフィックマネジメント株式会社入社 2009年 3 月　パシフィックコマーシャル株式会社転籍 2010年12月　ジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社転籍 2018年11月　当社入社 2020年 6 月　当社取締役（現任） （担当および重要な兼職の状況） CREAL事業本部長 （取締役候補者とした理由） 当社取締役CIOとして、ファンド事業・アセットマネジメント事業を統括し、当社および当社グループの企業戦略を構築・実践し企業価値向上を推進してまいりました。当社の業務に精通した立場から、その豊富な経験と知見、実践力は、当社グループの経営全般を牽引し企業価値の向上に資するものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	124,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	岡田（おかだ）　康嗣（こうじ） (1983年4月16日生) 【新任】	2009年 4 月　日興シティグループ証券株式会社（現SMBC日興証券株式会社）入社 2014年 1 月　モルガン・スタンレー・ビジネス・グループ株式会社入社（三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社出向） 2018年 1 月　株式会社オープンハウス入社 2018年 5 月　霞ヶ関キャピタル株式会社入社 2020年11月　霞ヶ関キャピタル株式会社取締役 2022年 2 月　ナイル株式会社入社 2023年 4 月　株式会社ネットジャパン入社 2025年 2 月　当社入社　経営企画部長 2025年 7 月　当社執行役員経営企画本部長（現任）	一株
		(担当および重要な兼職の状況) 執行役員CFO 経営企画本部長	
		(取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 当社執行役員CFOとして、当社グループの新規事業、資本政策を牽引する等、不動産及び金融への豊富な経験と幅広い知見、実践力は、当社グループの経営全般を牽引し企業価値の向上に資するものと判断し、新たな取締役として選任をお願いするものであります。	
6	徳山（とくやま）　明成（あきなり） (1978年3月15日生) 再任	2001年 4 月　ゴールドマン・サックス証券会社（現ゴールドマン・サックス証券株式会社)入社 2005年 3 月　カーライル・ジャパン・エルエルシー入社 2011年 5 月　当社設立代表取締役 2012年 6 月　Developer Group Pte Ltd 設立 Director（現任） 2012年 7 月　当社取締役退任 2012年 7 月　BRIDGE-C HOLDINGS PTE.LTD.設立 Director（現任） 2019年 7 月　当社取締役会長（現任）	7,241,500株
		(担当および重要な兼職の状況) Developer Group Pte Ltd Director BRIDGE-C HOLDINGS PTE.LTD. Director	
		(取締役候補者とした理由) 当社創業者として当社の業務に精通した立場から、その豊富な経験と知見、ネットワークを使い、大所高所に立って、当社の経営に対しての有用な指摘、意見を期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日) (就任期間)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	むらかみ　みらい 村上　未来 (社外取締役) (1977年6月19日生) (7年1か月) 再任	2000年10月　中央青山監査法人入所 2005年11月　PwCトランザクションサービス株式会社（現 PwCアドバイザリー合同会社）入社 2006年11月　UBS証券会社（現 UBS証券株式会社）入社 2009年11月　KPMGヘルスケアジャパン株式会社入社 2012年11月　株式会社ユーザベース入社 2019年 4 月　株式会社somebuddy代表取締役（現任） 2019年 5 月　当社取締役（現任） 2019年 7 月　INCLUSIVE 株式会社（現 INCLUSIVE Holdings株式会社）監査役（現任） 2020年12月　株式会社ユーグレナ取締役監査等委員（現任） 2025年 6 月　ランサーズ株式会社取締役監査等委員（現任） (担当および重要な兼職の状況) 指名報酬委員会委員長 株式会社somebuddy代表取締役 INCLUSIVE Holdings株式会社監査役 株式会社ユーグレナ取締役監査等委員 ランサーズ株式会社取締役監査等委員 (社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 上場会社での最高財務責任者としての経験と、公認会計士としての高度な専門知識と豊富な経験を有していることから、当社の経営に対しての有用な指摘、意見を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。	45,000株
8	さだかた　さとし 定形　哲 (社外取締役) (1951年8月20日生) (6年4か月) 再任	1974年 4 月　株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行 1996年 5 月　株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）市ヶ谷支店長 1999年12月　株式会社東京三菱証券（現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）出向 取締役 2002年 6 月　株式会社東京三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）シンガポール支店長 2006年 5 月　株式会社電通国際情報サービス（現 株式会社電通総研）執行役員 2020年 2 月　当社取締役（現任） (担当および重要な兼職の状況) 指名報酬委員会委員 (社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 銀行および事業会社での豊富なリスク管理業務の経験を有していることから、当社の経営に対しての有用な指摘、意見を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。	一株

候補者番号	氏名 (生年月日) (就任期間)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
9	谷（たに）　美由紀（みゆき） (戸籍上の氏名： 村木 美由紀) (社外取締役) (1967年11月４日生) (2年) 再任	2004年７月　UCJ債権回収株式会社 ジェネラル・マネージャー 2006年１月　株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパン 代表取締役副社長 2008年11月　株式会社パノラマ・ホスピタリティ チーフ･ファイナンシャルオフィサー･アジアパシフィック 2011年11月　モルガン・スタンレー・キャピタル株式会社 エクゼクティブ・ディレクター 2015年10月　グランホテル・オペレーションズ株式会社　代表取締役社長 2016年６月　エム・エス・ジャパン・リート・ホールディング株式会社 監査役 2020年４月　公益財団法人米日カウンシルージャパン 理事 2024年４月　デザイン２シンク株式会社 代表取締役（現任） 2024年６月　ASA Platform株式会社　代表取締役（現任） 2024年６月　PEREGRINE CONSULTING 株式会社　代表取締役（現任） 2024年６月　当社取締役（現任） 2026年２月　株式会社サーラコーポレーション　取締役監査等委員（現任） (担当および重要な兼職の状況) デザイン２シンク株式会社代表取締役 PEREGRINE CONSULTING株式会社代表取締役 ASA Platform株式会社代表取締役 株式会社サーラコーポレーション　取締役監査等委員 (社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 長きに渡り不動産およびホテル事業のアセットマネジメント業務を経験し、投資運用プロセスのDX化プロジェクトを推進する等、不動産及びITへの豊富な経験と幅広い知見を有することから、当社の経営に対しての有用な指摘、意見を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。	―株

(注) 1．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2．村上未来氏、定形哲氏および谷美由紀氏は、社外取締役候補者であります。当社は村上未来氏、定形哲氏、谷美由紀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3．当社と徳山明成氏、村上未来氏、定形哲氏、谷美由紀氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。本議案が原案どおり承認可決され、各氏が再任された場合、当社は各氏と上記契約を継続する予定であります。
4．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を当社が保険料の全額を負担して保険会社と締結しており、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。本議案が原案どおり承認可決され、各候補者が選任

された場合は、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなり、また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第３号議案　監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役１名を選任してまいりましたが、補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間の満了を契機に、監査体制の充実強化を図るべく１名増員いたしたいため、第１号議案の定款一部変更の件が承認可決されることを条件として、監査役１名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
神崎（かんざき）　華絵（はなえ） （戸籍上の氏名： 藤関　華絵） （社外監査役） （1990年２月２日生） 【新任】	2015年 ４月　日本航空株式会社入社 2022年 １月　同社退職 2022年 ２月　渥美坂井法律事務所・外国法共同事業入所（現任）	―株
	（担当および重要な兼職の状況） 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業アソシエイト	
	（社外監査役候補者とした理由） 弁護士としての高度な専門的見地および見識より経営監視の機能の充実が図れるものと考え、社外監査役候補者といたしました。また、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案し、同氏は社外監査役として職務を適切に遂行することができるものと判断しております。	

（注）１．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．神崎華絵氏は、社外監査役候補者であり、就任した場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

３．神崎華絵氏が就任した場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。

４．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を当社が保険料の全額を負担して保険会社と締結しており、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。神崎華絵氏が就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

（ご参考）取締役及び監査役のスキルマトリックス

	役員	性別	独立	金融	不動産	IT/DX	コンプライアンス/リスクマネジメント	ファイナンス/財務会計	M&A	SDGｓ
代表取締役社長	横田　大造	男		○	○	○	○			○
取締役副社長	金子　好宏	男		○			○	○	○	○
取締役	太田　智彬	男			○	○				
取締役	山中　雄介	男		○	○					
取締役	岡田　康嗣	男		○	○			○	○	
取締役会長	徳山　明成	男		○	○			○	○	
社外取締役	村上　未来	男	独立				○	○	○	○
社外取締役	定形　　哲	男	独立	○			○	○		
社外取締役	谷　美由紀	女	独立	○	○	○		○		
常勤監査役	本多　一徳	男	独立		○		○	○		
社外監査役	佐藤　知紘	男		○			○		○	○
社外監査役	広野　清志	男	独立		○			○	○	
社外監査役	神崎　華絵	女	独立	○	○		○			

以　上

事　業　報　告

自　2025年 4 月1 日
至　2026年 3 月31日

1．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、消費者物価指数の伸びが継続的に前年比2.0％を超過しインフレが継続するなかで、賃上げによる雇用・所得環境の改善が続き、緩やかな経済の回復が見られました。このような物価や経済の状況を踏まえて、日本銀行は2025年1月及び12月に政策金利を引き上げ、金融政策の正常化も進展しております。また、2025年10月に新政権が誕生し、今後の財政・金融政策の運営に注視が必要です。海外経済については、米国では景気拡大が続く一方で、不安定な雇用情勢を踏まえた政策金利の引き下げが行われています。為替レートについては、欧米の相対的に高い金利水準の継続により日本との金利差縮小には一定の時間がかかるとの見通しから円安水準で推移しています。また、エネルギー価格は、2026年２月に発生した米国・イラン間の大規模な軍事衝突（イラン戦争）を契機に急騰し、円安の影響もあり依然として高水準であり国内の物価上昇へと波及しております。加えて、米政権の政策動向、地政学要因、中国経済の下振れなどの先行き不透明な状況を注視する必要があります。

当社グループが属する不動産及び不動産クラウドファンディング業界におきましては、円安を背景とする外国人旅行者数・インバウンド消費の増加を背景に、国内ホテルの宿泊者数はコロナ禍以前を上回り、商業施設の販売額もコロナ禍以前の水準を上回りました。一方で、中国による日本への渡航自粛要請による影響には注視が必要です。また、レジデンスのうちマンションの売買市場におきましては、首都圏を中心に中古マンション、新築マンションともに平米単価は上昇傾向を維持して高い水準を維持しています。また、日本の低金利と円安を背景にした海外投資家による国内不動産への投資需要が継続しています。一方で、イラン戦争の影響は「ナフサショック」として、建築資材の供給不足や価格上昇へと波及し、原材料費高騰や人件費上昇による建築コストの増加及び納期遅延、日銀の金融政策や国内外の金融情勢の変化が及ぼす影響について、今後も注視する必要があります。

こうした環境の中、当社グループはこれまで「ＣＲＥＡＬ」サービスにおいて不動産特定共同事業法第２条第４項第１号及び第２号（電子取引業務含む）に基づくファンド運営を行っておりましたが、2025年６月に不動産特定共同事業法第２条第４項第３号及び第４号（電子取引業務含む）に係る許認可を取得し、SPC（特別目的会社）を活用したファンド運営が可能となりました。当該サービスのローンチ準備のため２か月程度を要したため、当連結会計年度のＧＭＶ(※)は昨年比微増に留まっております。2025年９月に初号案件が無事

運用開始しており、2026年３月末時点で、投資家会員数は13.8万人、累計投資金額は1,047億円を突破しました。「ＣＲＥＡＬ　ＰＲＯ」サービスにおいては、前期に自社バランスシートを利用したイレギュラーな大型の物件売却があった一方、当期においてはバランスシートを利用した物件売却がなかったことから、売上高及び売上総利益は大きく減少しましたが、安定収入の基盤となるアセットマネジメントフィーを着実に計上しております。そして「ＣＲＥＡＬ　ＰＢ」サービスでは、中古ワンルームマンションの販売本数を伸ばしました。一方で、事業拡大に伴い人員の拡充が進み、販売費及び一般管理費が大きく増加いたしました。

また、2025年12月に、SBIホールディングス株式会社をはじめとする5社に対する第三者割当増資を実施し、成長投資資金の獲得と財務基盤の強化が進展しました。

これらの結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は37,795,040千円（前年同期比9.6％減）、売上総利益7,799,007千円（前年同期比37.6％増）、営業利益2,941,637千円（前年同期比49.5％増）、経常利益2,784,060千円（前年同期比52.1％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,938,877千円（前年同期比43.5％増）となりました。

なお、当社グループは資産運用プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

※ GMVとは「流通取引総額：Gross Merchandise Value」の略であり、「ＣＲＥＡＬ」においてファンド組成のために調達した資金額をいいます。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は73,359千円となりました。主としてオフィス設備に係る投資であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、物件の購入に充てるため、金融機関等より短期借入8,426,801千円、長期借入9,849,947千円の資金調達を実施しております。

(4) 対処すべき課題

① 不動産ファンドオンラインマーケット「ＣＲＥＡＬ」の認知度の更なる向上

事業の成長のためには、不動産ファンドオンラインマーケット「ＣＲＥＡＬ」の登録会員数増加とそれに伴うGMVの継続的な増加が不可欠です。サイトを魅力的に保つための創意工夫を継続的に実践していくとともに、各種マーケティング活動を通じて、更なる認知度の向上と登録会員数及びGMVの増加を図っていく必要があります。

② 良質な不動産投資案件の仕入れ

投資家に対して安定的なリターンを創出し、かつ売却時にキャピタルゲインを獲得でき

る良質な不動産を安定的に仕入れることは、不動産ファンドオンラインマーケット「ＣＲＥＡＬ」登録会員数及びGMVの増加と利益確保のために非常に重要なファクターとなります。当社の投資物件の情報入手は、不動産仲介会社及び事業提携をしているパイプライン提供企業からの日常的な情報提供が中心であります。今後は、不動産ファンドオンラインマーケット「ＣＲＥＡＬ」の認知度・知名度拡大により仲介会社を介さない不動産保有者からのダイレクトソーシングを推進するとともに、ホテル・介護施設・病院・保育園、デベロッパー等といった運営会社を始めとするパイプライン提携企業を増やし、継続的にネットワークを拡大していくことが、案件の安定的な確保のために重要と考えています。

③　新規許認可の取得

当社は2025年6月26日付で、不動産特定共同事業法に基づく第三号及び第四号事業者(※)としての許可取得を行いました。当該許認可の取得により、外部のＳＰＣを利用したクラウドファンディングでの案件組成が可能となり、ファンドの組成を推進しています。また、当社は個人投資家向けのオンライン不動産投資商品であるとともに、不動産クラウドファンディングと異なり申告分離課税商品である、不動産ST（セキュリティ・トークン）を活用したファンド事業への参入も計画しており、2025年１月30日に、第一種金融商品取引業者である臼木証券株式会社を買収しました。これにより一項有価証券である受益証券発行信託を用いた不動産STを販売可能な許認可を有することになり、現在当該許認可の変更登録の準備を進めています。不動産ST事業への参入により、個人投資家向けのオンライン不動産投資商品のラインナップを拡充します。

※ 不動産特定共同事業法二条４項３号・４号に掲げる行為を業とする事業者

④　優秀な人材の確保と育成

当社グループは今後の事業の拡大のために優秀な人材の確保・育成が重要な課題であると認識しております。そのため、継続的に業界経験者を中心とした中途採用を行っております。また、入社した社員に対しては定期的に社内の研修プランに従った研修・教育を実施することによりその育成に取り組んでおります。今後も継続的に採用を進め、社員への研修・教育制度の質を高めていくことで、優秀な人材の確保と育成を推進する方針であります。

⑤　内部管理体制の強化

当社グループの更なる事業の拡大、継続的な成長のためには、内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの更なる強化が重要な課題となります。当社グループは、監査役及び内部監査室の連携、経営陣や従業員に対する研修の実施等を通じて、内部管理体制の一層の強化に取り組んでいく方針であります。

⑥ 財務基盤の強化

当社グループにおいて、新たなサービスの新規開発に取り組むため、また良質な不動産を安定的に仕入れるためには、手許資金の流動性確保が重要であると認識しております。このため、金融機関との良好な取引関係の構築や、内部留保の確保を継続的に行い、財務基盤の強化を図ってまいります。

(5) 財産および損益の状況

区　分	第12期 2023年３月期	第13期 2024年３月期	第14期 2025年３月期	第15期 当連結会計年度 2026年３月期
売上高 (千円)	16,436,599	21,044,942	41,823,444	37,795,040
経常利益 (千円)	496,060	941,007	1,830,123	2,784,060
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	336,172	647,565	1,351,394	1,938,877
１株当たり当期純利益 (円)	13.20	22.28	45.45	60.56
総資産 (千円)	21,492,033	35,749,123	52,936,860	44,262,311
純資産 (千円)	3,111,217	3,806,935	5,273,775	11,474,093
１株当たり純資産額 (円)	108.16	128.30	172.18	313.15

(注) 当社は、2025年10月１日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。第12期連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「１株当たり当期純利益」及び「１株当たり純資産額」を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
クリアルパートナーズ株式会社	14,000千円	100.0	不動産管理事業
CREAL ASIA Pte Ltd	400千SGD	100.0	不動産関連事業
クリアルアセットマネジメント株式会社	50,000千円	100.0	不動産関連事業
クリアルホテルズ株式会社	50,000千円	100.0	ホテル運営事業
臼木証券株式会社	175,000千円	100.0	証券業
ステイシー新大阪合同会社	10,000千円	100.0 (100.0)	ホテル運営事業
鎌倉青山合同会社	3,000千円	100.0 (100.0)	ホテル運営事業

(注) 議決権の所有割合（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

(7) 主要な事業内容

事業	事業内容
資産運用プラットフォーム事業	不動産ファンドオンラインマーケット 実物不動産への投資を通じた資産運用サービスの提供 機関投資家や超富裕層向けの不動産投資サービスの提供 レジデンス・ホテル等の管理・運営サービスの提供

(8) 主要な営業所（2026年３月31日現在）

本社	東京都港区

(9) 従業員の状況（2026年３月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢
299名	74名	38.8歳

(注)1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数の総数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 平均年齢の計算には臨時従業員を含めております。
3. 従業員の増加の主な理由は、事業拡大に伴うものであります。

(10) 主要な借入先

借入先	金額
株式会社みずほ銀行	2,218,992 千円
株式会社SBI新生銀行	1,992,000 〃
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,489,990 〃
株式会社東日本銀行	1,245,336 〃
新生インベストメント＆ファイナンス株式会社	440,000 〃
株式会社きらぼし銀行	335,666 〃
ファンズ・レンディング株式会社	256,448 〃
オリックス銀行株式会社	157,500 〃
株式会社富山銀行	116,670 〃
株式会社香川銀行	100,000 〃
株式会社足利銀行	100,000 〃

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項(2026年３月31日現在)

（1）発行可能株式総数　　75,000,000株

（2）発行済株式の総数　　36,066,200株

（3）株主数　　5,028名

（4）大株主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
ＳＢＩホールディングス株式会社	7,442,400	20.64
徳山　明成	7,241,500	20.08
ＪＩＣＶＧＩオポチュニティファンド１号投資事業有限責任組合	2,677,400	7.42
横田 大造	1,983,000	5.50
金子 好宏	1,593,000	4.42
櫻井 聖仁	1,548,000	4.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,119,900	3.11
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	997,900	2.77
日本証券金融株式会社	775,100	2.15
中央日本土地建物株式会社	669,300	1.86
きらぼしキャピタル東京Ｓｐａｒｋｌｅ投資事業有限責任組合	669,300	1.86

(注）持株比率は、自己株式（1,140株）を控除して計算しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

（1）当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第6回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日		2023年12月15日	2025年2月14日
新株予約権の数		151個	380個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（注）1		普通株式 75,500株 (新株予約権１個につき500株)	普通株式 190,000株 (新株予約権１個につき500株)
新株予約権の払込金額		新株予約権１個につき 3,700円	新株予約権１個あたり 3,300円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (注)1(注)2		新株予約権１個あたり 397,000円 (１株あたり 794円)	新株予約権１個あたり 266,500円 (１株あたり 533円)
権利行使期間		2026年１月10日から 2031年１月９日まで	2027年３月４日から 2032年３月３日まで
新株予約権の行使の条件		(注)3	(注)4
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く) (注)1	新株予約権の数 151個 目的となる株式数 75,500株 保有者数 1名	新株予約権の数 380個 目的となる株式数 190,000株 保有者数 5名
	社外取締役	－	－
	監査役	－	－

(注) 1．当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより、「目的となる株式の数」「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

2．当社は、2025年12月23日に第三者割当増資を行っております。これにより、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

3．第６回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、2025年３月期から2029年３月期までのいずれかの事業年度において、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された売上総利益が、下記(a)または(b)に記載した条件を充たした場合、付与された本新株予約権のうち、各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を上限として本新株予約権を行使することができる。

(a) 2025年３月期から2029年３月期のいずれかの事業年度において一度でも売上総利益が55億円を超過した場合： 行使可能割合50%

(b) 2025年３月期から2029年３月期のいずれかの事業年度において一度でも売上総利益が70億円を超過した場合： 行使可能割合100%

なお、上記における売上総利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社の取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社の取締役会にて定めるものとする。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
(3) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会の決議により特に行使が認められた場合はこの限りではない。
(4) 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合、当社もしくは当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社もしくは当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇もしくは辞職・辞任した場合には、本新株予約権の行使は認めない。
(5) 当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合には、本新株予約権の行使は認めない。
(6) 本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

4. 第８回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
(1) 新株予約権者は、2026年３月期から2028年３月期までのいずれかの事業年度において、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には 損益計算書）に記載された当期純利益が、下記(a)ないし(c)に記載した条件を充たした場合、付与された本新株予約権のうち、各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を上限として本新株予約権を行使することができる。なお、行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
(a) 2026年３月期から2028年３月期のいずれかの事業年度において一度でも当期純利益が19億円を超過した場合： 行使可能割合25%
(b) 2026年３月期から2028年３月期のいずれかの事業年度において一度でも当期純利益が22億円を超過した場合： 行使可能割合50%
(c) 2026年３月期から2028年３月期のいずれかの事業年度において一度でも当期純利益が25億円を超過した場合： 行使可能割合100%
なお、上記における当期純利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社の取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社の取締役会にて定めるものとする。
(2) 上記(1)の条件に加えて、新株予約権者は、割当日から３年を経過する日までに、東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が一度でも5,370円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。
(3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
(4) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会の決議により特に行使が認められた場合はこの限りではない。
(5) 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合、当社もしくは当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社もしくは当社の関係会社に対する背信行為があった

場合において、これにより懲戒解雇もしくは辞職・辞任した場合には、本新株予約権の行使は認めない。

(6) 当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合には、本新株予約権の行使は認めない。

(7) 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役の氏名等

地　　位	氏　　名	区分	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	横田　大造		臼木証券株式会社代表取締役会長 一般社団法人不動産クラウドファンディング協会代表理事
取締役副社長	金子　好宏		指名報酬委員会委員 管理本部長 クリアルパートナーズ株式会社取締役 クリアルホテルズ株式会社取締役 臼木証券株式会社取締役
取締役	太田　智彬		ＤＸ事業本部長
取締役	山中　雄介		CREAL事業本部長
取締役会長	徳山　明成		Developer Group Pte Ltd Director BRIDGE-C HOLDINGS PTE. LTD. Director
取締役	村上　未来	【社外】 【独立】	指名報酬委員会委員長 株式会社somebuddy代表取締役 INCLUSIVE Holdings株式会社監査役 株式会社ユーグレナ取締役監査等委員 ランサーズ株式会社取締役監査等委員
取締役	定形　哲	【社外】 【独立】	指名報酬委員会委員
取締役	谷　美由紀	【社外】 【独立】	デザイン２シンク株式会社代表取締役 PEREGRINE CONSULTING株式会社代表取締役 ASA Platform株式会社代表取締役 株式会社サーラコーポレーション取締役監査等委員
常勤監査役	本多　一徳	【社外】 【独立】	本多一徳公認会計士税理士事務所代表 クリアルパートナーズ株式会社監査役
監査役	佐藤　知紘	【社外】	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー
監査役	広野　清志	【社外】 【独立】	株式会社ワイドブレイン代表取締役 株式会社クリエイターズマッチ監査役 株式会社セルム取締役監査等委員

(注)1. 取締役の金子好宏氏が兼職しているクリアルホテルズ株式会社は、当社の完全子会社であり、当社と同社との間には業務受託等の取引関係があります。
2. 取締役の金子好宏氏及び監査役の本多一徳氏が兼職しているクリアルパートナーズ株式会社は、当社の完全子会社であり、当社と同社との間には業務受託等の取引関係がありますが、当社と同社との間に社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はありません。
3. 代表取締役の横田大造氏及び取締役の金子好宏氏が兼職している臼木証券株式会社は、当社の完全子会社であり、当社と同社との間には、重要な取引関係はありません。
4. 取締役の徳山明成、村上未来及び谷美由紀の各氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な関係はありません。
5. 取締役の永見世央氏は、2025年6月25日開催の第14期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

6. 監査役の本多一徳、佐藤知紘及び広野清志の各氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な関係はありません。
7. 監査役の本多一徳及び広野清志の各氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 当社は、社外取締役の全員、社外監査役の本多一徳氏及び広野清志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と徳山明成、村上未来、定形哲、谷美由紀、本多一徳、佐藤知紘及び広野清志の各氏は、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、指名報酬委員会の審議を経て、2022年４月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を以下のとおり定めております。

1）基本方針

当社の取締役（業務執行取締役）の報酬は、中長期的な企業価値の持続的な向上を図るため、また、職務を適切に執行するインセンティブとして十分に機能するように、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬で構成しております。また、業務執行取締役を除く取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみ支払うこととしております。

2）基本報酬額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数、業績、従業員給与とのバランス等を勘案し、委員の過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会の意見も踏まえたうえ、株主総会が決定する報酬総額の限度内において取締役会で

決定するものとしており、その具体的内容の決定については代表取締役社長に委任することとしております。

3）業績連動報酬額の決定に関する方針

当社の取締役の業績連動報酬は、前事業年度の連結損益計画における親会社株主に帰属する当期純利益の達成度合いに応じて定量評価を行い、指名報酬委員会の意見も踏まえたうえで、月例の固定報酬に加算することで支給するものとしております。なお、業績連動報酬は最大で基本報酬の40%を目安としております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の額は、2021年12月１日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は８名であります。

監査役の報酬の額は、2021年12月１日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は３名であります。

③ 取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての報酬額についての株主総会の決議に関する事項

取締役（非業務執行取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての報酬額は、2025年６月25日開催の定時株主総会において、2021年12月１日開催の臨時株主総会において承認いただいた報酬枠（年額300百万円）とは別枠として、対象取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額等を年額100百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は４名であります。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社が各取締役に支給する報酬等については、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその具体的内容の決定を委任するものとし、代表取締役社長横田大造は、当社の業績等も踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役位、職責等に応じて決定方針に従い決定することとしております。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ、各取締役について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名報酬委員会に諮問し答申を得るものとしております。

取締役会は、委員の過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会において、決定方針との整合性を含めた多角的な審議がなされた答申をもとに決定された個人別の報酬等の内容は当該方針に沿うものと判断しております。

⑤　取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（うち社外取締役）	117,327 (15,600)	76,931 (15,600)	40,395	―	9 (4)
監査役（うち社外監査役）	15,960 (15,960)	15,960 (15,960)	―	―	3 (3)

(注)1. 上記には、2025年6月25日開催の第14期定時株主総会の終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。
2. 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、後記の「⑥業績連動報酬等に関する事項」に記載のとおりです。なお、当事業年度を含む親会社株主に帰属する当期純利益の推移は「1.（5）財産および損益の状況」に記載のとおりです。

⑥　業績連動報酬等に関する事項

当社の取締役の業績連動報酬は、前事業年度の連結損益計画における親会社株主に帰属する当期純利益の達成度合いに応じて定量評価を行い、指名報酬委員会の意見も踏まえたうえで、月例の固定報酬に加算することで支給するものとしております。なお、業績連動報酬は最大で基本報酬の40%を目安としております。親会社株主に帰属する当期純利益を指標として選択した理由は、事業年度の活動を通じて得られた最終損益であり、取締役の報酬決定指標として相応しいものと判断したためであります。

⑦　非金銭報酬等の内容

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては24頁「(1) 取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	村上　未来	当事業年度に開催した取締役会32回と指名報酬委員会７回の全てに出席し、上場会社の最高財務責任者としての経験と公認会計士としての高度な専門知識と豊富な経験から、また指名報酬委員会委員長として、取締役の報酬水準策定等において意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行なうなど、当社の経営に対しての有用な指摘、意見を行なう適切な役割を果たしております。
取締役	定形　哲	当事業年度に開催した取締役会32回と指名報酬委員会７回の全てに出席し、銀行及び事業会社での豊富な経験から、大所高所に立った見地から意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行なうなど、当社の経営に対しての有用な指摘、意見を行なう適切な役割を果たしております。
取締役	谷　美由紀	当事業年度に開催した取締役会32回の全ての取締役会に出席し、事業会社での豊富な経験と幅広い知見から意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行なうなど、当社の経営に対しての有用な指摘、意見を行なう適切な役割を果たしております。
監査役	本多　一徳	当事業年度に開催した取締役会32回と監査役会14回の全てに出席し、公認会計士としての高度な専門知識と豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行なっております。また、監査役会においては監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行なっております。
監査役	佐藤　知紘	当事業年度に開催した取締役会32回と監査役会14回の全てに出席し、弁護士として法務全般についての幅広い知見から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行なっております。また、監査役会においては監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行なっております。
監査役	広野　清志	当事業年度に開催した取締役会32回と監査役会14回の全てに出席し、公認会計士としての内部統制及び社内管理体制の構築についての幅広い知見から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行なっております。また、監査役会においては監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行なっております。

5．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38,640千円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	38,640 〃

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、前年度の監査内容及び当年度の監査方針等について確認を行い、監査日数及び監査報酬の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等が相当であると判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき同監査役会が会計監査人を解任いたします。その場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と理由を報告します。

6．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。当社は、事業成長の実現に向けた投資のための内部留保に重点を置きつつも、配当性向15%程度を目安として、配当による株主への利益還元を安定的かつ継続的に実施する方針です。

内部留保につきましては、不動産クラウドファンディングのリーディングカンパニーとしてのさらなる成長や、デジタル証券事業への参入に向けて、体制整備やシステム開発コスト、マーケティングコストなどに積極的に活用してまいります。

2026年３月期は、親会社株主に帰属する当期純利益が1,938百万円となったことから、当期末の剰余金の配当を１株当たり8円といたしました。

7．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（1）業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

(a) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（ア）当社は、コンプライアンス規程それを実施するためのマニュアル並びにコンプライアンス・プログラムを策定し、当社グループの役職員による法令及び定款並びに社内規程の遵守徹底を図る。

（イ）当社は、当社グループにおける関係諸法令の改正等の把握及びその遵守の徹底を図るために、全社コンプライアンス委員会を中心にコンプライアンス体制の整備を促進するとともに、当社内各部署の職務分掌及び当社グループ会社の主管者を明確にする。

（ウ）当社は、反社会的勢力とは取引を含む一切の関係を持たず、不当な要求に対しては、法的対応を含め、毅然と対応するものとし、当社グループにおいて、その徹底を図る。

(b) 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループの取締役会議事録及び稟議決裁書等、取締役の職務の執行に係る重要文書は、取締役会規程及び文書管理・情報管理に関する社内規程に従い、法定の保存期間に対応した保存期間及び保存責任部署を定め、必要に応じて閲覧に供せる体制とする。

(c) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（ア）当社は、リスク管理委員会を設置して当社グループの損失に結びつく信用リスク、事業投資リスク、市場リスク、災害リスク等様々な社内外のリスクを識別・分類し、それぞれについての対応手順と主管部署を定め、当社グループの損失発生を防ぐとともに発生時の損失極小化を図る。

（イ）対応手順については、不断にその実効性を確認・改善するとともに、事業環境の変化に伴って当社グループに新たなリスクが生じる場合には、速やかにこれに対応する責任者、主管部署等を定める。

(d) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（ア）当社は、当社の取締役及び執行役員の役割分担、社内各部署の職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定のルールを明確に定める。

（イ）当社は、取締役会で決議すべき重要事項は取締役会規程に明定し、それに準ずる重要事項・分野の審議もしくは決定を行う機関として、執行役員会議の他、それぞれに対応する審議会あるいは委員会を設置する。また、取締役会に報告すべき事項も取締役会規程に明定し報告せしめる。

（ウ）当社は、当社グループ会社の管理運営体制を統轄する部署を設置し、当社グループ会社の経営の健全性確保に努める。

（エ）当社グループの経営方針は、当社の統括部署により速やかにこれを当社グループ会社に知らしめるとともに、他の口頭及び文書による方法も加えて、当社グループの役職員への浸透に努める。

（オ）当社は、連結ベースでの経営計画を策定し、経営目標及び経営指標を当社グループで共有し、グループ経営を推進する。

(e) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制、並びに、当社及び子会社における業務の適正を確保するための体制

（ア）当社は、関係会社管理規程において、当社グループ会社を主管する主管者を必ず定めることとする。主管者は重要事項について、当社グループ会社に対し事前協議を求め、事業年度報告及び営業活動報告等について当社への定期的な報告を義務付ける。

（イ）当社は、連結財務報告に係る内部統制評価の観点からも、当社グループ会社の業務プロセスの検証・整備を図る。

（ウ）当社内部監査室は、当社グループ会社の内部監査を実施し、業務の適正を検証する。

(f) 当社及び子会社における当社監査役への報告に関する体制

（ア）役職員は、当社グループの業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。

（イ）当社グループの内部通報制度の調査を統括する通報窓口は、当社監査役に対して通報内容・通報に対する調査の結果、及び内部通報制度の運用状況について適時報告する。

（ウ）当社内部監査室は監査終了の都度、内部監査の結果を当社監査役に報告することとする。

（エ）当社監査役は、必要に応じて、会計監査人、当社取締役もしくはその他の者に対して報告を求めることができる体制とする。
（オ）当社は、内部通報制度等（当社監査役等への報告も含む）を通じて報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

(g) その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（ア）当社は、監査役監査の効率性及び適正性に留意しながら、必要と認める費用を支出する。
（イ）当社監査役は当社取締役会に出席して、必要に応じて意見を述べ、当社執行役員会議その他の重要な会議にも出席して重要事項の審議ないし報告状況を直接認識できる体制とする。
（ウ）当社代表取締役は当社監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
（エ）当社は、監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、協議の上、補助すべき使用人を置くものとする。なお、当該使用人は独立して監査役の指揮命令に従うものとし、取締役からの独立性と指示の実効性を確保する。

(2) 業務の適正性を確保するための体制の運用状況

(a) コンプライアンスに関する取組み
代表取締役社長、常勤取締役、各部門コンプライアンス責任者で構成された全社コンプライアンス委員会を定期的に開催し、当社グループのコンプライアンス上の課題を整理・抽出し、改善活動を実施する。加えて、取引先についての反社チェックを徹底し、反社会的勢力排除の徹底を図る。

(b) リスク管理に関する取組み
代表取締役社長、常勤取締役及び各部門リスク管理責任者で構成されたリスク管理委員会を定期的に開催し、当社グループが直面するリスクについて整理・抽出し、その対策を提示し改善活動を実施する。

(c) 取締役の職務執行の適正及び効率性の確保に関する取組み
毎月開催される定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務執行の報告を徹底するとともに、業務執行の意思決定及びその監督を有効に行う。また、３名の社外取締役を選任し、独立的・客観的立場から取締役会に対する監督を行うとともに、豊富な知識と経験に基づき、業務執行に関して適切な助言・提言を行う。

(d) 内部監査に関する取組み
代表取締役社長直轄の内部監査室を設け、法令順守や内部統制の整備・運用状況等について継続的に監査を実施する。また、監査結果及び改善状況を代表取締役及び取締

役会に報告するほか、監査役に報告した上で連携を図るなど実効性を確保する。

(e) 監査役の職務執行及び監査の実効性確保に関する取組み

監査役会を設置し、毎月1回の監査役会を開催し、監査に関する報告、協議、重要な事項の決議を行う。また、全ての監査役が取締役会に出席するとともに、常勤監査役が投資委員会や全社コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、いずれも、必要に応じて意見を述べ、質疑を行うほか、重要書類及び稟議書等の閲覧を行う。さらに、会計監査人及び内部監査担当と緊密に連携し、定期的な情報交換を行い監査の実効性と効率性を確保する。

(注)本事業報告に記載の金額は表示単位未満を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入してそれぞれ表示しております。

連結貸借対照表

2026年3月31日現在

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**41,564,405**	**流動負債**	**28,796,179**
現金及び預金	13,694,608	買掛金	1,636
預託金	3,845,663	短期借入金	1,956,983
売掛金	635,951	1年内返済予定の長期借入金	2,744,649
販売用不動産	20,309,642	リース債務	4,377
仕掛販売用不動産	492,670	未払法人税等	565,422
貯蔵品	3,866	賞与引当金	210,589
証券業における預託金	1,080,000	転貸損失引当金	5,520
証券業における信用取引資産	5,508	クラウドファンディング預り金	6,212,474
その他	1,496,493	匿名組合出資預り金	13,716,400
固定資産	**2,697,905**	証券業における預り金	962,456
有形固定資産	**849,797**	証券業における信用取引負債	5,508
建物及び構築物	438,794	証券業における受入保証金	58
土地	434,078	その他	2,410,104
リース資産	19,898	**固定負債**	**3,991,337**
建設仮勘定	185	長期借入金	3,973,736
その他	89,772	リース債務	6,331
減価償却累計額	△132,932	転貸損失引当金	11,270
無形固定資産	**199,926**	**特別法上の準備金**	**700**
のれん	73,275	金融商品取引責任準備金	700
その他	126,650	**負債合計**	**32,788,217**
投資その他の資産	**1,648,182**	**(純資産の部)**	
投資有価証券	1,059	**株主資本**	**11,280,097**
関係会社株式	729,618	資本金	3,452,407
長期貸付金	8,540	資本剰余金	3,352,407
繰延税金資産	277,120	利益剰余金	4,476,230
その他	669,142	自己株式	△947
貸倒引当金	△37,299	**その他の包括利益累計額**	**13,781**
		その他有価証券評価差額金	37
		為替換算調整勘定	13,744
		新株予約権	**180,213**
		純資産合計	**11,474,093**
資産合計	**44,262,311**	**負債純資産合計**	**44,262,311**

連結損益計算書

自　2025年４月１日
至　2026年３月31日

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**37,795,040**
売上原価		**29,996,032**
売上総利益		**7,799,007**
販売費及び一般管理費		**4,857,370**
営業利益		**2,941,637**
営業外収益		
受取利息	23,965	
受取保険金	2,442	
業務受託収入	4,800	
還付消費税等	6,928	
その他	3,665	41,802
営業外費用		
支払利息	142,265	
持分法による投資損失	1,124	
支払手数料	27,691	
株式交付費	28,282	
その他	14	199,379
経常利益		**2,784,060**
特別損失		
減損損失	132,444	132,444
税金等調整前当期純利益		**2,651,615**
法人税、住民税及び事業税	762,781	
法人税等調整額	△50,044	712,737
当期純利益		**1,938,877**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,938,877**

連結株主資本等変動計算書

自　2025年４月１日
至　2026年３月31日

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,280,909	1,180,909	2,718,036	△947	5,178,907
当期変動額					
新株の発行	2,149,940	2,149,940			4,299,881
新株の発行(新株予約権の行使)	21,557	21,557			43,114
剰余金の配当			△180,683		△180,683
親会社株主に帰属する当期純利益			1,938,877		1,938,877
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	2,171,497	2,171,497	1,758,194	－	6,101,190
当期末残高	3,452,407	3,352,407	4,476,230	△947	11,280,097

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	13	6,061	6,075	88,793	5,273,775
当期変動額					
新株の発行					4,299,881
新株の発行(新株予約権の行使)					43,114
剰余金の配当					△180,683
親会社株主に帰属する当期純利益					1,938,877
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	23	7,683	7,706	91,420	99,127
当期変動額合計	23	7,683	7,706	91,420	6,200,317
当期末残高	37	13,744	13,781	180,213	11,474,093

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数　7社

連結子会社の名称

クリアルパートナーズ株式会社
CREAL ASIA Pte Ltd
クリアルホテルズ株式会社
ステイシー新大阪合同会社
臼木証券株式会社
クリアルアセットマネジメント株式会社
鎌倉青山合同会社

当連結会計年度においてクリアルアセットマネジメント株式会社を新たに設立、鎌倉青山合同会社の持分を取得したことから、連結の範囲に含めております。

2 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数　1社

持分法適用関連会社の名称

株式会社ティーエーティー

なお、2026年4月3日付で株式会社PEICEに商号を変更しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、鎌倉青山合同会社は決算日は11月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

販売用不動産、仕掛販売用不動産

個別法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　８年～47年

その他　　３年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③ リース資産

定額法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零としております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 転貸損失引当金

サブリース期間の家賃保証にかかる損失に備えるため、過去の空室率を加味し、将来の損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、不動産への投資・資金調達・物件仕入・運用・売却といった不動産投資運用に係る一連のフローを行っており、個人投資家から機関投資家・超富裕層を顧客としております。

不動産の売却は、当社グループが所有する販売用不動産の販売をおこなっており、顧客との契約に基づき不動産の引き渡しを行う義務を負っております。履行義務は当該物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。

不動産の運用は、投資家が所有する物件の賃貸管理業務、私募ファンドの組成から運用終了までの管理を行っており、顧客との契約で定められたサービスを提供する義務等を負っております。履行義務は、一定期間にわたり充足されるものであり、サービスの提供に応じて収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
在外子会社の資産及び負債は当該子会社の決算日の直物為替相場、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部の為替換算調整勘定として表示しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間に関する事項
のれんの償却については、７年間の均等償却を行っております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項
控除対象外消費税等の会計処理
販売用不動産に係る控除対象外消費税等は、取得原価に算入しております。

(表示方法の変更に関する注記)
連結損益計算書
前連結会計年度において、区分掲記しておりました「営業外収益」の「還付加算金」（当連結会計年度９千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1 棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

販売用不動産	20,309,642千円
仕掛販売用不動産	492,670 〃

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、販売用不動産等について毎期正味売却価額をもとに評価を行い、期末における正味売却価額が帳簿価額よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とし、差額を売上原価として処理しております。

販売用不動産の正味売却価額の算定は、個別物件ごと、販売予定価格と近隣相場の動向などを調査するとともに、必要に応じ鑑定レポートを取得し慎重に検討しております。正味売却価額の算定における重要な仮定は、テナント賃料、稼働率及び割引率です。

今後の不動産市況や景気等の見通しには不確実性があり、当社グループに不利な状況が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において簿価の切り下げが必要となる可能性があります。

2 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	849,797千円
無形固定資産	199,926 〃
減損損失	132,444 〃

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、減損が生じている可能性を示す事象（減損の兆候）がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合は、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

割引前将来キャッシュ・フロー及び回収可能価額の算定は、個別物件ごと、近隣相場の動向などを調査するとともに、必要に応じ鑑定レポートを取得し慎重に検討しております。割引前将来キャッシュ・フロー及び回収可能価額の算定における重要な仮定は、テナント賃料、稼働率及び割引率です。

今後の不動産市況や景気等の見通しには不確実性があり、当社グループに不利な状況が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において減損損失の計上が必要となる可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1 担保資産に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	200,191千円
販売用不動産	6,925,309 〃
仕掛販売用不動産	86,717 〃
建物及び構築物	265,915 〃
土地	283,439 〃
関係会社株式	729,618 〃

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,114,000千円
1年内返済予定の長期借入金	2,036,532 〃
長期借入金	3,465,084 〃

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	6,023,000	30,043,200	－	36,066,200

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

第三者割当増資による増加	5,756,200株
新株予約権の権利行使による増加	62,200株
株式分割による増加	24,224,800株

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	2025年５月15日　取締役会
株式の種類	普通株式
配当金の総額	180,683千円
１株当たり配当額	30.00円
基準日	2025年３月31日
効力発生日	2025年６月10日

(注)当社は、2025年10月１日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。１株あたり配当額につきましては、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年５月15日開催の取締役会において、次の通り決議しております。

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	288,520千円
１株当たり配当額	8.00円
基準日	2026年３月31日
効力発生日	2026年６月10日

(注)当社は、2025年10月１日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。１株あたり配当額につきましては、当該株式分割後の実際の配当金の額を記載しております。

3 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	466,250株

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。余剰資金は安全で流動性の高い普通預金で運用し、短期的な不動産取引に関する決済資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。長期貸付金は元従業員及びその親族に対するものであり、貸付先の信用リスクに晒されております。破産更生債権等は、元取引先に対するものであり、契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

借入金は、主に不動産取得に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で14年後であります。また、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等に

よる回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、CREAL事業本部からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

2026年３月期の連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 投資有価証券	59	59	－
(2) 長期貸付金（1年内返済予定を含む）	8,540	5,329	△3,211
資産計	8,600	5,388	△3,211
(1) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	6,718,385	6,717,950	△434
(2) リース債務（1年内返済予定を含む）	10,709	10,419	△289
負債計	6,729,094	6,728,369	△724

*1. 現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものは、注記を省略しております。

*2. 市場価格のない株式等は上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（千円）
非上場株式	1,000
非上場関係会社株式	729,618

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル１の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、元利金の合計額と、国債の利回りを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額とほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によるものとし、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。どちらもレベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

当社は、東京都において賃貸収益を得ることを目的として賃貸住宅や賃貸商業施設等を所有しております。これら賃貸等不動産に関する当連結会計年度末の連結貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(千円)	当連結会計年度末の時価(千円)
賃貸等不動産	741,695	801,000

(注) 1.連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2.当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(収益認識に関する注記)

1 収益の分解情報

当社グループは資産運用プラットフォーム事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

(単位:千円)

ＣＲＥＡＬ	15,092,103
ＣＲＥＡＬ　ＰＢ	9,116,318
ＣＲＥＡＬ　ＰＲＯ	3,653,125
その他	1,474,168
顧客との契約から生じる収益	29,335,717
その他の収益	8,459,323
外部顧客への売上高	37,795,040

(注)「その他の収益」には、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)に基づく賃貸収入、及び「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」(企業会計基準委員会移管指針第10号)の対象となる不動産(不動産信託受益権含む。)の譲渡等が含まれております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の当連結会計年度の期首及び期末残高は次のとおりです。

(単位:千円)

	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度期末残高
顧客との契約から生じた債権	94,780	635,951
契約負債	48,084	412,703

契約負債は、主として不動産の売買契約に基づき顧客から受領した手付金等の前受金です。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は48,084千円であります。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額は81,795千円となり、不動産の運用に関するものであり、2年以内に収益を認識する予定であります。なお、残存履行義務に配分

した取引価格の注記には、収益認識会計基準第80-22項を適用し当初に予想される契約期間が１年以内の契約、及び履行義務の充足から生じる収益を適用指針第19項に従って認識している契約を含めておりません。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産	313円15銭
１株当たり当期純利益	60円56銭

(注)当社は、2025年10月１日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「１株当たり純資産額」及び「１株当たり当期純利益」を算定しております。

（重要な後発事象に関する注記）

（ストック・オプションとしての新株予約権の発行）

当社は、2026年５月15日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の従業員に対し下記の通り新株予約権を発行することを決議いたしました。

Ⅰ 第９回新株予約権

新株予約権の数（個）	4,100
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（株）	当社普通株式 410,000 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の行使価額（円）	新株予約権１個当たり 67,800
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格１株当たり 678 資本組入額１株当たり 339
新株予約権の割当日	2026年６月２日
新株予約権の割当対象者（名）	当社役員 4 当社従業員 30 当社子会社従業員 1
新株予約権の行使期間	2028年６月３日から2032年６月２日
新株予約権の行使の条件	(注)

(注) 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の子会社若しくは関連会社（以下、子会社及び関連会社を併せて「関係会社」という）の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位（以下、「役職員等の地位」という）にあることを要する。ただし、新株予約権者が役職員等の地位を全て喪失する前に、役職員等の地位の全喪失後の新株予約権の権利行使につき正当な理由があると取締役会決議により認めた場合は、この限りでない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することはできない。ただし、当社取締役会の決議により特に行使が認められた場合はこの限りではない。

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
(4) 新株予約権者が当社及び当社の関係会社と競業関係にある会社（当社の関係会社を除く）の役員、従業員、代理人、嘱託社員（派遣社員を含む）、顧問、相談役、代表者、アドバイザー又はコンサルタントに就いた場合には、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。
(5) 本要項の他の規定にかかわらず、新株予約権者が故意若しくは重過失により当社若しくは当社の関係会社の社内規程に違反した場合、禁錮以上の刑に処せられた場合、当社若しくは当社の関係会社の社会的信用を害する行為その他当社若しくは当社の関係会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合、又は、新株予約権者が不正行為、営業秘密の漏えいその他の故意若しくは重過失による義務違反により当社若しくは当社の関係会社に対して損害を与えた場合、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。また、これらの事由に該当するか否かを当社が調査している期間、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。
(6) 本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

（自己株式の取得）

当社は、2026年５月15日開催の取締役会において、会社法第459条第１項及び当社定款第40条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

１．自己株式の取得を行う理由

ストック・オプションの行使に伴い交付する株式に充当するため。資本効率向上とより一層の株主還元のため。

２．取得に係る事項の内容

(1)取得対象株式の種類　：当社普通株式
(2)取得し得る株式の総数　：410,000株（上限）
(3)株式の取得価額の総額　：410,000千円（上限）
(4)取得期間　：2026年５月18日～2026年６月26日
(5)取得方法　：東京証券取引所における市場買付
①取引一任契約に基づく立会取引市場における市場買付
②自己株式立会外取引（ToSTNeT-3）による市場買付

（その他の注記）

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

2026年3月31日現在

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**39,051,761**	**流動負債**	**26,998,175**
現金及び預金	12,340,732	短期借入金	1,956,983
預託金	3,845,663	1年内返済予定の長期借入金	2,738,649
売掛金	549,858	リース債務	4,377
販売用不動産	20,309,642	未払金	545,694
仕掛販売用不動産	492,670	未払費用	24,821
前渡金	1,209,396	未払法人税等	543,019
前払費用	129,639	前受金	365,384
その他	174,157	前受収益	37,162
固定資産	**3,206,446**	預り金	45,999
有形固定資産	**848,181**	賞与引当金	195,400
建物	400,908	転貸損失引当金	5,520
工具、器具及び備品	66,686	クラウドファンディング預り金	6,212,474
土地	434,078	匿名組合出資預り金	13,716,400
リース資産	19,898	その他	606,288
建設仮勘定	185	**固定負債**	**3,988,337**
減価償却累計額	△73,576	長期借入金	3,970,736
無形固定資産	**125,583**	リース債務	6,331
ソフトウエア	22,133	転貸損失引当金	11,270
ソフトウエア仮勘定	103,450	**負債合計**	**30,986,512**
投資その他の資産	**2,232,681**	**(純資産の部)**	
関係会社株式	1,270,181	**株主資本**	**11,091,482**
出資金	455,272	**資本金**	**3,452,407**
長期貸付金	60,000	**資本剰余金**	**3,352,407**
長期前払費用	27,492	資本準備金	3,352,407
繰延税金資産	300,554	**利益剰余金**	**4,287,615**
その他	156,479	利益準備金	34,170
貸倒引当金	△37,299	その他利益剰余金	4,253,444
		繰越利益剰余金	4,253,444
		自己株式	**△947**
		新株予約権	**180,213**
		純資産合計	**11,271,695**
資産合計	**42,258,208**	**負債純資産合計**	**42,258,208**

損益計算書

自　2025年４月１日
至　2026年３月31日

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**36,243,131**
売上原価		**29,211,449**
売上総利益		**7,031,682**
販売費及び一般管理費		**4,176,795**
営業利益		**2,854,886**
営業外収益		
受取利息	21,012	
業務受託収入	28,800	
その他	11,066	60,879
営業外費用		
支払利息	141,978	
支払手数料	27,691	
株式交付費	28,282	197,952
経常利益		**2,717,812**
特別損失		
減損損失	132,444	132,444
税引前当期純利益		**2,585,367**
法人税、住民税及び事業税	729,553	
法人税等調整額	△61,648	667,905
当期純利益		**1,917,462**

株主資本等変動計算書

自　2025年 4 月1 日
至　2026年 3 月31日

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	1,280,909	1,180,909	1,180,909
当期変動額			
新株の発行	2,149,940	2,149,940	2,149,940
新株の発行(新株予約権の行使)	21,557	21,557	21,557
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			
当期変動額合計	2,171,497	2,171,497	2,171,497
当期末残高	3,452,407	3,352,407	3,352,407

(単位：千円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計		
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
		繰越利益剰余金					
当期首残高	16,102	2,534,733	2,550,835	△947	5,011,707	88,793	5,100,500
当期変動額							
新株の発行					4,299,881		4,299,881
新株の発行(新株予約権の行使)					43,114		43,114
剰余金の配当	18,068	△198,751	△180,683		△180,683		△180,683
当期純利益		1,917,462	1,917,462		1,917,462		1,917,462
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						91,420	91,420
当期変動額合計	18,068	1,718,710	1,736,779	−	6,079,774	91,420	6,171,195
当期末残高	34,170	4,253,444	4,287,615	△947	11,091,482	180,213	11,271,695

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産及び仕掛販売用不動産

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物については定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～47年
工具、器具及び備品	3年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

定額法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零としております。

3 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③転貸損失引当金

サブリース期間の家賃保証にかかる損失に備えるため、過去の空室率を加味し、将来

の損失見込額を計上しております。

4 収益および費用の計上基準

不動産への投資・資金調達・物件仕入・運用・売却といった不動産投資運用に係る一連のフローを行っており、個人投資家から機関投資家・超富裕層を顧客としております。

不動産の売却は、当社が所有する販売用不動産の販売をおこなっており、顧客との契約に基づき不動産の引き渡しを行う義務を負っております。履行義務は当該物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。

不動産の運用は、投資家が所有する物件の賃貸管理業務、私募ファンドの組成から運用終了までの管理を行っており、顧客との契約で定められたサービスを提供する義務等を負っております。履行義務は、一定期間にわたり充足されるものであり、サービスの提供に応じて収益を認識しております。

5 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

控除対象外消費税等の会計処理

販売用不動産に係る控除対象外消費税等は、取得原価に算入しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

販売用不動産	20,309,642千円
仕掛販売用不動産	492,670 〃

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表(会計上の見積りに関する注記)」の内容と同一であります。

2 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	848,181千円
無形固定資産	125,583 〃
減損損失	132,444 〃

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表(会計上の見積りに関する注記)」の内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1 担保資産に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	200,191千円
販売用不動産	6,925,309 〃
仕掛販売用不動産	86,717 〃
建物	265,915 〃
土地	283,439 〃
関係会社株式	753,283 〃

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,114,000千円
1年内返済予定の長期借入金	2,036,532 〃
長期借入金	3,465,084 〃

2 関係会社との取引高に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	127,390千円
長期金銭債権	60,000 〃
短期金銭債務	3,699 〃

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引高	
売上高	493,802千円
営業費用	116,190 〃
営業取引以外の取引高	25,811 〃

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式　　1,140株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	11,756千円
賞与引当金	61,588 〃
未払金等	45,048 〃
未払事業税	21,446 〃
棚卸資産評価損	11,708 〃
減価償却超過額	17,593 〃
新株予約権	64,169 〃
減損損失	41,745 〃
その他	25,497 〃
繰延税金資産合計	300,554千円
繰延税金資産純額	300,554千円

(関連当事者との取引に関する注記)

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要な株主	SBIホールディングス株式会社	東京都港区	237,789	企業グループの統括・運営等	(所有)直接 20.6	資本業務提携	第三者割当増資(注)	1,199,980	−	−

(注) 第三者割当増資については、2025年12月５日開催の当社取締役会において、決議されたものであり、当社が発行した1,606,400株を、SBIホールディングス株式会社が1株につき747円で引き受けたものであります。なお、１株当たりの発行価額は上記取締役会決議日の直前営業日（2025年12月４日）における株式会社東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値から4.96％ディスカウントした金額であります。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	クリアルパートナーズ株式会社	東京都港区	14,000	不動産の管理	(所有)直接100.0	役員の兼務及び業務受託	業務受託料	19,920	未収入金	－

(注) 業務受託料については、業務内容を勘案し契約により決定しております。

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(億円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主（法人）が議決権の過半数を所有している会社（当該会社の子会社を含む）	株式会社SBI新生銀行	東京都中央区	1,400	銀行業	－	資金の借入	資金の借入	2,000,000	一年内返済予定長期借入金	466,000
							資金の返済	680,500	長期借入金	1,526,000
							利息の支払	15,385	前払費用	3,561
主要株主（法人）が議決権の過半数を所有している会社（当該会社の子会社を含む）	新生銀行インベストメント＆ファイナンス	東京都港区	1	賃金業	－	資金の借入	資金の借入	440,000	長期借入金	440,000
							利息の支払	2,712	前払費用	506

(注) 資金の借入に係る利息については、市場金利を勘案して決定しております。

(収益認識に関する注記)

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産　307円54銭

1株当たり当期純利益　59円89銭

(注) 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に記載している内容と同一のため、記載を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月27日

クリアル株式会社

取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　　理

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鵜 飼 豊 一

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、クリアル株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クリアル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年５月27日

クリアル株式会社

取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　　理

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鵜 飼 豊 一

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、クリアル株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年４月１日から2026年３月31日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び 財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通 及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各 号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年５月28日

クリアル株式会社　監査役会

常勤社外監査役　本多　一徳　㊞

社外監査役　佐藤　知紘　㊞

社外監査役　広野　清志　㊞

以上

株主総会会場ご案内図

会　場

東京都千代田区内幸町1-3-1　幸ビルディング13階

TKP新橋カンファレンスセンター　ホール13C



交通のご案内

都営三田線をご利用の場合	「内幸町駅」A5出口から徒歩1分
JR山手線・京浜東北線・東海道線・横須賀線をご利用の場合	「新橋駅」日比谷口から徒歩7分
東京メトロ銀座線、都営浅草線をご利用の場合	「新橋駅」7番出口から徒歩7分

※専用駐車場はありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。